

平成24年11月

「認可特定保険業者等に関する命令」第11条に係る改善計画について 日本医師会

はじめに

「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」に係る標記の命令において、認可特定保険業申請にあたり、純資産額が一千万円未満の共済事業においては、財政に関する「改善計画」、および別紙の保険計理人による「改善計画の目的が達成される蓋然性に関する確認」の行政庁への提出が求められています。医師年金においては、直近決算年度(平成23年9月末)において、純資産額が-2,110億円(資産3,846億円 負債5,946億円)であるため、本改善計画を厚生労働省に提出し、承認を得ました。本件について、業法に基づき、以下のとおり加入者・受給者へ向けての周知をいたします。

なお、本計画の内容は、平成22年10月から実施している医師年金の制度改定に基づいたものです。したがって、以下の計画概要については、すでに実施済みであり、来年4月以降の改定内容ではありませんので、ご注意ください。

改善計画概要

1.基礎率等の見直し

予定利率は1.5%、予定死亡率は、第20回生命表の50%とする。基本年金支給率について適正化を図る。

(1) 予定死亡率

現状の医師年金での死亡率の実績を踏まえ、予定死亡率を現行の「第17回生命表男子死亡率」の70%から、最新の「第20回生命表男子死亡率」(平成19年厚生労働省発表)の50%に変更する。

(2) 予定利率

過去5年間平均では、3.08%で、利回り差も1.58%を確保していること、および他の企業年金と比較しても低水準であることから、予定利率の1.5%はそのまま据置く。

(3) 基本年金支給率

基本年金については、死亡した加入者に係る年金原資を現に生存している加入者の年金原資に移転することにより年金支給率を高く設定しているため、設定方法を見直す。

2. 予定運用利率および運用体制の見直し

予定運用利率は4.1%とする。今後、予定運用利率を達成すべく運用体制を見直し、収益改善に努める。

(1) 予定運用利率

他の公的年金、私的年金基金の数値を参考に、一定のリスクをとりつつも十分な運用益を確保できる水準である4.1%に設定する

(2) 資産配分

従来の株式38%債券62%から、株式35%債券60%とし、運用効率（リターン/リスクの値）が高い実績を有するファンドオブヘッジファンズを5%組入れる。

(3) 運用スタイル

安全・安定的な運用を心掛け、株式、債券とも、パッシブ運用により重きを置く。全体のパッシブ運用の割合は、現行の40%から60%とする。

(4) 運用機関の見直し

平成21年10月よりコンサルティング会社を変更し、そのアドバイスの下で、生涯設計委員会委員の資産運用専門家の意見を参考に、コンペティション形式による運用機関の見直しを行った。

3. 経費節減についての方策

事務の効率化や委託運用機関の選定・評価を適切に行うことにより、委託手数料等の節減に努める。

(1) 運営事務費（印刷、配送等）について、可能な限り相見積もりを実施する。

(2) コンサルタント、運用機関等委託者等の採用に当たっては、委託手数料を考慮に入れたコンペティションを実施する。

(3) 採用後も運用機関の評価を適切に行うことにより、運用パフォーマンスに留意して、委託手数料の軽減に努める。

4. 加入促進についての方策

以下の加入促進を効果的・機動的に実施し、年間1,000人超の新規加入者を目指す。

(1) 広報活動 日本医師会の各メディアの活用

(2) 配布資料 パンフレット等のリニューアル

(3) 日医新規加入への対応

(4) 都道府県医師会への事務助成

5. 繰越不足金の解消期間等

計画の開始時期を第42期（平成22年10月）からとし、解消期間は17年～18年を目途とする。なお、直近の決算期の第43期（平成23年9月）によるシミュレーションでは、不足金解消が23年後の見込みである。

6. 改善計画の見直し

少なくとも5年ごとに利源分析を行い、規程に基づいて財政計画を策定し、実施する。

以上

別紙

平成 24 年 3 月 5 日

社団法人 日本医師会理事会 御中

日本医師会年金 保険計理人

「認可特定保険業者等に関する命令」第 1 1 条に係る改善計画の 目的が達成される蓋然性に関する確認

認可特定保険業者等に関する命令第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 1 条第 1 項第 2 号に掲げる基準及び認可特定保険業者向けの総合的な監督指針Ⅲ・2・2・3 に掲げる基準に鑑みて、当該計画の目的が達成される蓋然性についての確認結果を下記のとおり報告いたします。なお、この確認は、最近の状況をもとになされたものであり、今後、将来の状況がこの前提と著しく乖離した場合には、この限りではありません。

記

1. 確認項目

- (1) 経費削減についての方策
- (2) 資産運用についての方策
- (3) 保険料収入
- (4) 保険金その他の給付
- (5) 資産運用利回り
- (6) 事業費
- (7) 配当金
- (8) 資金の受入れ

2. 確認に使用したデータ・資料等

上記の確認に使用した資料については、日本医師会年金・税制課から提供を受けました。

3. 確認結果及び意見

日本医師会の策定した改善計画の目的が達成される蓋然性について、上記 1 の各項目に沿って検証した結果、問題がないことを確認しました。

なお、本計画の要諦は、運用益と新規加入者の確保であり、これの実現のため、最大限の努力をするよう、念のため申し添えます。